

認定第 5 号

平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要

平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が813,565,551円で前年度より582,309,769円(△41.7%)の減、歳出総額が795,091,506円で565,702,888円(△41.6%)の減となり、歳入歳出差引額は18,474,045円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、諸収入が6,550,504円で前年度より1,074,611円(19.6%)の増、保留地処分金が112,813,904円で311,362,638円(△73.4%)の減、県支出金が214,272,100円で48,165,292円(△18.4%)の減、繰入金が417,506,000円で53,474,000円(△11.4%)の減、繰越金が35,080,926円で168,754,300円(△82.8%)の減、財産収入が342,517円で10,450円(△3.0%)の減、町債が26,900,000円で1,600,000円(△5.6%)の減となっております。

歳出の主な内容は、総務費が12,946,255円で前年度より516,891円(4.2%)の増、公債費が190,925,639円で9,467,128円(5.2%)の増、土地区画整理事業費が478,063,095円で264,313,915円(△35.6%)の減、基金積立金が113,156,517円で311,372,992円(△73.3%)の減となっております。

歳入減の主な理由は、諸収入の増はあるものの、繰越金、保留地処分金並びに繰越明許で執行した補助事業費に伴う県支出金、繰入金、町債等の減によるものです。歳出減の主な理由は、総務費、公債費の増はあるものの、事業費、基金積立金の減によるものです。

以上で、平成30年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。